

KPMG Japan e-Tax News

No.192 10 April 2020



税務情報

2020年度税制改正関連情報 — 国税庁からの公表情報

1. グループ通算制度の概要

2020 年度税制改正では、連結納税制度がグループ通算制度へ移行することとされ、2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。国税庁は 4 月 7 日、2020 年 4 月 1 日現在公布されている法律に基づいてグループ通算制度に関する主な内容を解説する以下のパンフレット(8 ページ)を公表しました。

■ [グループ通算制度の概要](#) (PDF 407.0KB)

取扱いごとに該当条文が記載されているほか、事業年度の特例については設例ごとに線表を用いて解説されています。

なお、グループ通算制度に係る政省令は、現在公布されておりません。

2. 消費税法改正のお知らせ

国税庁は 4 月 8 日、2020 年度税制改正における消費税法の改正の内容をお知らせする以下のリーフレット(4 ページ)を公表しました。

■ [消費税法改正のお知らせ](#) (PDF 329.8KB)

以下の改正項目の概要(政令の内容を含みます。)が図入りで端的に解説されています。

- I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設
- II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化
 - 1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限
 - 2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

III. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

IV. 高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税
義務の免除の特例の制限

V. 輸出物品販売場制度の見直し

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.